

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十九条第一項の規定に基づき農地を利用する権利を設定した裁定について、取消しを行った。

令和三年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 取消しを行った年月日

令和三年六月十七日

二 取消しを行った農地の所有者等の氏名及び住所

住 所	氏 名
世羅郡世羅町大字小国一五七九番地	森光 賢三

三 取消しを行った農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積 (m ²)
世羅郡世羅町大字小国字中郷一五八三番	田	一、一六八
世羅郡世羅町大字小国字中郷一五九六番	田	八四〇
世羅郡世羅町大字小国字中郷一六〇〇番	田	二、一三二